

いつも大変お世話になり、ありがとうございます。

先月の予算委員会で、岸田総理に対して質疑に立ちました。外国人(とりわけ中国人)の不動産購入の問題を取り上げました。昨年も同じことで質問をしましたが、1年経っても検討すら進んでいません。啞然とします。まったく危機感がない。

今回は、2点申し上げました。

1) **外国人の土地購入に規制をかけるべきです。**実は、政府は、2020年に RCEP 協定で「日本の土地の取得等について規制することができる」と中国と合意しているのです。同時に、規制のための法律として「外国人土地法」を掲げています。ところが、この法律は未整備で使いものになりません。早くこれを実施できるように、全面改正すべきです。

総理は、相変わらず「検討します」との答弁でした。

2) **外国人がどのくらい不動産を買っているのか、統計がありません。**政府はまったく把握できていないのです。こうした数字を集計すべきです。最近、中国人は投資ではなく、住む目的でマンション等を大量に買っています。まず、これは国家安全保障上、警戒すべきです。同時に、私たち国民の住宅事情にも影響を及ぼしています。京都でもマンションはじめ住宅価格が高騰していますが、その一因に外国人の大量の不動産購入があるのではな

いか。しかし、分析しようにも、数字がありません。

総理は、これに対して「内外無差別の原則」に反するかもしれないので、「慎重に検討すべし」と答弁されました。しかし、これはまったく関係ありません。英国、カナダ、韓国などでも外国人の不動産購入の統計はちゃんとそろえています。

そもそも私は中国人を差別する意思は毛頭ありません。一人ひとりの中国人に悪意がなくても、不幸なことに、本国の独裁体制のもとでは、民間人でも中国共産党の手先にいつ何時でもなり得ることを心配しているのです。英国議会の「国家情報安全保障委員会」は昨年、中国への警鐘を鳴らす報告書を発表しました。その中で中国共産党は「あらゆる国家機関、企業、中国国民を組み込んでいる」と指摘し、「国家ぐるみのアプローチ」だと表現しています。

我が国は、地理的に見て英国よりもはるかに中国に近い。台湾有事の可能性がある中で、もう少し危機感を持つべきではないでしょうか。

「国土利用計画法」という土地の利用に関する法律があります。第2条は「国土が現在及び将来の国民のための限られた資源である」とした上で、「公共の福祉を優先させる」ことを理念として掲げています。その理念はどこに行ってしまったのか。

この問題は、今後も追及して参ります。